

子育て県民運動情報発信業務委託仕様書

1 目的

県内全域を配布エリアとするフリーペーパーにおいて、県民一人ひとりができることから、子どもや子育て家庭に対する応援活動を実践する子育て県民運動に関する施策や新たな事業展開等を掲載することにより、子育て県民運動の周知及び活動参加を促す。あわせて、子育ての「不安感」と「負担感」の解消を図り、「子育てするなら山形県」と実感できる社会の実現を目指す。

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月25日まで

3 業務内容

子育て県民運動に関する施策や新たな事業展開などについて取材し、情報発信を行う。メインターゲットは子育て家庭としながらも、県民一人ひとりの子育て県民運動への参加意識を醸成するために、より多くの世代が接触する県内全域を配布エリアとするフリーペーパーを活用する。

(1) 実施時期

業務委託期間中に実施することを基本とし、主となるフリーペーパーにおいて、7月以降2回以上の掲載とする。ただし、現に出稿する時期などは、委託契約締結後に県しあわせ子育て政策課と協議のうえ決定するものとする。

(2) フリーペーパーへの記事出稿

以下の①～③を踏まえ、利用するフリーペーパーやテーマ及び内容を企画検討すること。出稿にあたっては、複数種類のフリーペーパーへの出稿も可とする。なお、各テーマごとに、以下の要件①及び②を必ず満たすこと。

① 次の要件を満たすフリーペーパーへの出稿により、出来る限り多くの県民に子育て県民運動に関する情報を発信する。

- A) 県内全域を配布エリアとしていること
- B) 年6回以上発行していること
- C) 1回の発行部数が30,000部以上であること

なお、複数種類のフリーペーパー（いずれも年6回以上発行しているものに限る）の組み合わせにより、上記A)及びC)を満たす場合も可とする。その場合は、いずれのフリーペーパーも同月内に発行し、同じテーマの記事を掲載すること。

② 出稿する記事は次の要件を満たし、子育て県民運動に関する情報を効果的に伝え、子育て家庭の「不安感」と「負担感」の解消を図る他、県民一人ひとりの参加意識を醸成する。

- A) 1回の記事のサイズは縦257×横200mm以上とすること
- B) フルカラーとすること
- C) テーマ及び内容の選定にあたっては、県しあわせ子育て政策課と十分に協議のうえ行うこととし、記事の取材及び構成・デザイン等の制作に係る業務については、受託者がすべて行うこと。

③ 複数種類のフリーペーパーへ出稿する場合、より多くの世代に効果的に情報発信できる組み合わせとすること。

(3) アンケートの実施

各テーマごとにアンケートを実施し、回答内容を集計し、報告書を作成する。

4 業務の再委託等

複数種類のフリーペーパーへ出稿する場合など業務の一部については、第三者への再委託又は第三者との業務提携(以下「再委託等」という。)により実施することができる。受託者は、業務の一部を再委託等により実施しようとする場合は、あらかじめ文書により県の承諾を得なければならない。

5 成果品納品及び報告

出稿したフリーペーパーについて、発行後に速やかに納入するとともに、アンケート集計後は、効果測定結果を記載した報告書を業務完了報告書とともに速やかに納入すること。

6 留意事項

- (1) 記事出稿にあたり、次の事項を遵守すること。
 - ・ 他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないこと。
 - ・ 一般の方が不快に感じるイメージ、言葉、その他の表現でないこと。
 - ・ デザインは他からのコピー並びに転用は行わないこと。
 - ・ その他公序良俗、一般常識に反する内容でないこと。本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) PDFファイルで作成し、県で二次利用(県が有する広告媒体での活用、県が主催するイベント等での活用、県が制作する(委託制作を含む)ポスターやチラシ等での活用等)できるようにすること。
- (3) 当該業務の実施において不測の事態が生じた場合は、県に責任がある場合を除き、受注者の責任において、これを解決すること。
- (4) 当該業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本事業の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。
- (5) 当該委託事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して委託事業の収入額及び支出額を記載し、委託料の用途を明らかにしておくとともに、支出内容を証する書類を準備しておくこと。
- (6) 委託事業に係る関係書類は委託事業終了後5年間保存すること。
- (7) 業務の責任者や管理者、主任者については正規職員や社会被保険者を配置すること。
- (8) 業務従事者の雇用にあたっては、労働基準法等の労働関係法令を遵守すること。
- (9) この仕様書に定めのない事項は、発注者、受注者協議して決定するものとする。